

岡山県議会議員選挙の概要

(平成27年4月12日執行)

1 定数及び選挙区の数

- (1) 定数 55人
- (2) 選挙区の数 19選挙区
- (3) 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数 別紙のとおり

2 告示日・立候補の受付及び選挙期日

- (1) 告示日 4月3日(金)
- (2) 立候補の受付
 - ・時間 告示日の午前8時30分から午後5時まで
 - ・場所 ア 市区の区域を含む選挙区
各市区役所(選挙管理委員会事務局等)(予定)
 - イ ア以外の選挙区
県選挙管理委員会事務局美作分局
- (3) 選挙期日 4月12日(日)

3 選挙人名簿の登録

- (1) 基準日 4月2日(木)(告示日の前日)
ただし、年齢については、選挙の期日(4月12日)で算定
- (2) 登録日 4月2日(木)(告示日の前日)
- (3) 縦覧期間 4月3日(金)(告示日)
- (4) 選挙人名簿登録者速報 4月2日(木)(告示日の前日)

4 投票用紙 うす水色の用紙に黒インクで印刷

5 公営ポスター掲示場

- (1) 設置数 未定(平成26年衆議院議員選挙時 5,510箇所)
- (2) 区画数 別紙のとおり(予定)

6 投票所数 未定(平成26年衆議院議員選挙時 790箇所)

7 開票所数 県内30箇所(予定)

8 立候補予定者説明会

各市区及び美作分局において、2月10日(火)から2月18日(水)までのうち、いずれかの1日に実施される予定

9 選挙会

4月12日（日）から14日（火）までの間に、19選挙区ごとに実施される予定

10 当選証書の付与

- (1) 日時 4月16日（木） 午前11時から
- (2) 場所 県庁3階 大会議室

11 前回県議選からの主な変更点

(1) 岡山県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（平成26年岡山県条例第51号）により、議員定数が56名から55名に変更され、「津山市・苫田郡選挙区」（定数4）と「勝田郡選挙区」（定数1）が合区され、新たに「津山市・苫田郡・勝田郡選挙区」（定数4）とされた。

(2) 公職選挙法の一部改正（平成25年5月26日施行）により、従来禁止されていたインターネット等を利用した選挙運動のうち、一定のものが解禁されている。

主な内容は次のとおり。

- ・ 何人も、ウェブサイト等を利用する方法（＝インターネット等を利用する方法のうち電子メールを利用する方法を除いたもの）により、選挙運動用文書図画を頒布することができる。
- ・ 候補者・確認団体（※）は、電子メールを利用する方法により、選挙運動用文書図画を頒布することができる。
- ・ 確認団体は、選挙運動期間中、当該確認団体の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インターネット広告（バナー広告）を掲載することができる。

また、公職選挙法施行規則の一部改正（平成25年5月26日施行）により、候補者は、立候補の届出において、一のウェブサイト等のアドレスを選挙管理委員会に届け出ることができることとなった。

このため、県選挙管理委員会では、候補者から届け出られたウェブサイト等のアドレスを県公報に登載して告示するとともに、委員会ホームページに掲載することにより、当該アドレスの周知を図る予定である。

（※）確認団体とは、政党その他の政治団体であって、選挙の行われる区域（岡山県内）を通じて3人以上の所属候補者を有し、かつ、県選管から確認書の交付を受けた団体をいう。

岡山県議会議員選挙 選挙区等一覧表

1 市区選挙管理委員会が選挙長事務を行う選挙区

選挙区名	定数	ポスター掲 示場区画数	所轄委員会
岡山市北区・加賀郡	8	14	岡山市北区
岡山市中区	4	8	岡山市中区
岡山市東区	3	8	岡山市東区
岡山市南区	4	8	岡山市南区
倉敷市・都窪郡	14	20	倉敷市
津山市・苫田郡・勝田郡	4	8	津山市
玉野市	2	6	玉野市
笠岡市	2	6	笠岡市
井原市・小田郡	2	6	井原市
総社市	2	6	総社市
高梁市	1	6	高梁市
新見市	1	6	新見市
備前市・和気郡	2	6	備前市
瀬戸内市	1	6	瀬戸内市
赤磐市	1	6	赤磐市
真庭市・真庭郡	1	6	真庭市
美作市・英田郡	1	6	美作市
浅口市・浅口郡	1	6	浅口市
市部計（18選挙区）	54		

2 県選管分局が選挙長事務を行う選挙区

選挙区名	定数	ポスター掲 示場区画数	所轄分局
久米郡	1	6	美作分局
郡部計（1選挙区）	1		

県計

選挙区数	定数
19選挙区	55人